式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。）に接続されるもの」と、第三十二条の二から第三十二条の九までの規定及び別表第五号中「インターネットプロトコル電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と、第三十二条の十から第三十二条の二十五までの規定中「インターネットプロトコル移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの」と、第三十三条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、無線呼出用設備に接続されるもの」と、第三十四条の二から第三十四条の七までの規定及び別表第五号中「総合デジタル通信端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信用設備に接続されるもの」と、第三十四条の八及び第三十四条の九の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と、第三十四条の十の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第二条　電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）	（電気通信主任技術者の選任を要しない場合）
第三条の二　［略］	**第三条の二**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。	5　［同上］
一　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十四号に規定する公衆無線ＬＡＮアクセスサービス又は同項第十七号に規定するＬＰＷＡサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合	一　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十四号に規定する公衆無線ＬＡＮアクセスサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
［二　略］	［二　同上］
［6・7　略］	［6・7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令中、第一条の規定は平成三十二年四月一日から、第二条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の端末設備等規則の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であって、第一条の規定の施行の日前に電気通信事業法（以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの技術基準については、なお従前の例によることができる。

○文部科学省令第四号

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）第六条、第九条、第十条及び第十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則（平成二十一年文部科学省令第二十五号）の全部を次のように改正する。

平成三十一年三月一日　　文部科学大臣　柴山　昌彦

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則

（人クローン胚の作成の届出）

第一条　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定による特定胚の作成の届出は、人クローン胚を作成する場合には、別記様式第一の一の届出書によってしなければならない。